

平成 27 年第 16 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 10 月 23 日 (金)	
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 エコ学習室	
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 10 月 23 日 (金) 午後 1 時 30 分
	閉 会	平成 27 年 10 月 23 日 (金) 午後 2 時 42 分
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・河野義文・池野博文
	欠席委員	正山幸夫
職務により会議に出席した者	次長	國本育宏
	生涯学習課長	佐々木昭三
	学校教育課長	片山豊和
	主幹	沖本直樹
	主幹	萩原英子
会議に付した事件及び採決結果	議案第 19 号	次世代育成支援対策推進法に基づく安芸太田町特定事業主行動計画の策定について
	議案第 20 号	次世代育成支援対策推進法に基づく安芸太田町教育委員会特定事業主行動計画の策定について
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 11 月行事予定について</li> <li>2 新しい人事評価制度移行について</li> <li>3 平成 27 年度山県郡小学校陸上記録会について</li> <li>4 次代の子どもを育成する芸術事業 芸術（音楽）鑑賞会の開催について</li> <li>5 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告書について</li> <li>6 学校適正配置について</li> <li>7 訴状「小・中学校廃止処分差止請求事件」について</li> <li>8 その他</li> </ol>	

## 【 議 事 録 】

日程第 1、開会

(午後 1 時 30 分開会)

教育長)

ただ今より、平成 27 年第 16 回安芸太田町教育委員会会議を開催いたします。

学校適正配置についてはスケジュールが進む中で厳しい状況がありますがそういう議題も含め長時間になりますが御審議の程よろしくお願ひしたいと思います。

日程第 2、教育長報告

それでは私の方から報告をさせていただきたいと思ひます。

(資料 1 ページにより報告する。)

日程第 3、議事及び報告・協議

次に議事及び報告・協議に入らせていただきます。今日の議事の中で公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思ひますがいかがでしょうか。

( な し )

それではこの順に進めてまいりたいと思ひます。

議案第 19 号次世代育成支援対策推進法に基づく安芸太田町特定事業主行動計画の策定について、議案第 20 号次世代育成支援対策推進法に基づく安芸太田町教育委員会特定事業主行動計画の策定について 2 つ合わせて事務局から説明をお願いします。

沖本主幹)

議案をお開きください。目次のところに第 19 号と第 20 号がございますが、第 19 号は安芸太田町特定事業主行動計画、第 20 号は安芸太田町教育委員会特定事業主行動計画です。

議案の 8 枚目をお開きください。参考資料として次世代育成支援対策推進法の概要をつけております。

(推進法の概要について説明する。)

それでは 3 枚目にお戻りください。安芸太田町特定事業主行動計画です。

( I 総論を読み上げる。)

計画期間の始期が空欄となっておりますが議決後記載をする予定です。終期は平成 33 年 3 月 31 日となっておりますので 5 年間と数ヶ月が計画期間となります。

具体的な内容ですが 1 職員の勤務環境の整備に関する事項として (1) から (9) まで、2 その他の次世代育成支援対策に関する事項として (1) (2) と定められています。項目のみ読み上げさせていただきます。

(項目を読み上げる。)

続きまして安芸太田町教育委員会の行動計画をご覧ください。内容としましては県教育委員会が策定しましたものを参考にしています。ページ番号がついていますので 1 ページをご覧ください。

基本的な考え方ですが、中段にありますように安芸太田町の行動計画から 3 点、「1 職員の

勤務環境の整備、2子ども・子育てに関する地域貢献活動、3子どもと触れ合う機会の充実」を受けまして、安芸太田町教育委員会では事業主の立場から安芸太田町立小・中学校及び学校給食共同調理場に勤務する県費負担教職員の子どもの健やかな誕生とその育成についても重要な役割を果たしていくことが求められているとしています。

計画の期間については、訂正をお願いします。始期を4月1日としていますが、町の行動計画に合わせたいと思います。終期は県教委の行動計画に合わせ、平成32年3月31日としています。

計画の対象等は、町立学校、学校給食共同調理場に勤務する県費負担教職員とし、ホームページで公表します。

2ページの成果目標は、県教育委員会の数値にできるだけあわせていますが、達成が難しいことが考えられます。(2)配偶者出産休暇、(3)男性の育児参加休暇については積極的に取得を働きかけてまいりたいと思います。(4)男性の育児休業取得率30%、(5)年次有給休暇の取得率50%については県立学校等の規模と本町の学校等の規模が大きく違うためかなりハードルが高いと予想されます。

実施状況の点検については、別紙1の実施状況報告書により評価・検証を行い、その結果をホームページで公表します。また、男性職員から配偶者の出産の申し出があった際には子育て職員カードを作成し休暇等の取得状況を管理してまいります。

具体的な内容については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

教育長)

議案第19号、議案第20号合わせて説明がありました。何かご質問がございますか。

池野委員)

私の経験からややもすると長時間労働が当たり前になってしまいがちですが、家庭生活と仕事の両方を充実させるということが次世代育成には必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

清胤委員)

配偶者出産休暇、育児参加休暇について3日であるとか5日であるとか説明をいただいたのですが、連続でなくて飛び飛びで良いのですか。また急に取れるのですか。

沖本主幹)

分割して取得できます。また、特別休暇ですので所属長が承認することにより取得できます。

河野委員)

成果目標の割合はどのように捉えれば良いですか。

沖本主幹)

制度の周知については全員に周知することとします。配偶者出産休暇等の取得は該当者に限りますが、年次有給休暇は全員が対象となります。

河野委員)

配偶者の出産や育児にかかわって該当者であるかどうかすべて把握できるのでしょうか。

沖本主幹)

制度で義務付けられてはいないかもしれませんが、家族の状況について、所属長に報告する

ことにしていますので子どもが生まれるという状況は恐らくほぼ100%管理職が把握できると思います。

河野委員)

こういう男性の育児休暇を積極的に取得するよというときに、まだ周りのことを気にしたりなかなか取得しにくい状況があったりするのではないかと思います。スムーズに取得できるようにしてもらえたらよいと思います。

沖本主幹)

教職員の場合は共働き夫婦も多いので、女性が育児休暇を取りにくい場合に男性が取るケースがありますが、割合としては非常に少数です。男性も取得することができますということを周知していきたいと思います。

教育長)

育児休業は男性女性両方が同時にとることはできません。男性が取っているときは女性が働いているということですね。

池野委員)

年次有給休暇は現状から考えて成果目標を低く設定したということですが男性の育児休業30%は非常に厳しいでしょうね。10%でも厳しいと思います。

教育長)

安芸太田町では男性で育児休業を取った人は歴代で1人だと思います。

河野委員)

勇気がいることだと思います。取得できることを周知してそういう風土を作っていくことが必要だと思います。

教育長)

それでは質問を終わりにして採決を行いたいと思います。議案第19号次世代育成支援対策推進法に基づく安芸太田町特定事業主行動計画の策定及び議案第20号次世代育成支援対策推進法に基づく安芸太田町教育委員会特定事業主行動計画の策定について、2つの議案を合わせてお謀りします。原案に賛成いただける方は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

全員賛成と認めます。この2つの議案は原案どおり可決されました。以上で議案第19号及び議案第20号の審議を終わります。

それでは報告・協議に入ります。

まず11月の生涯学習課の行事予定からお願いします。

生涯学習課長)

( 報告・協議資料の2ページにより説明する。 )

教育長)

生涯学習課関係の行事予定について何かご質問がありますか。

( なし )

教育長)

2 新しい人事評価制度移行についてお願いします。

沖本主幹)

( 報告・協議資料の3～7ページにより説明する。 )

教育長)

大きく変わったのは今まで校長の立てる学校目標に対して個人目標を立てて、それを校長に見てもらって指導を受けて目標達成に努める。それはやっていたのですけれども、その評価をして処遇にもつながっていくということです。もう一つは職員に対しての開示です。どういう根拠であなたをこういう段階の評定にしたかということの説明しなければいけないということでもかなり校長の評価者能力が求められるようになります。何かご質問がありますか。

県庁も役場も学校もこれで大体揃ってきたというところですよ。民間企業では前からやっていることだと思えます。よろしいでしょうか。

それでは3山県郡陸上記録会について説明をお願いします。

萩原主幹)

8ページをご覧ください。山県郡小学校陸上記録会について報告をさせていただきます。10月5日(月)に終日かけて北広島町運動公園で行われました。教育長、河野委員にはおいでいただきありがとうございます。資料は各種目上位3名の名前と記録です。下線のある児童が本町の児童です。合わせて今回の参加児童数も載せております。ご覧のように安芸太田町は全体の児童数も少なく小規模校であったり、加計小のように運動場が十分に使えなかったりする状況の中で本町の児童は良くがんばっていたと思います。また上位記録には入っていませんが当日子どもたちは正々堂々と競技に取り組んでおり良かったと思います。記録とともに報告させていただきます。

教育長)

河野委員何か御感想がございますか。

河野委員)

学校によって差があるのではないかと思います。走り幅跳びでは助走から踏み切って跳べる子と助走のまま跳んでしまう子といて、学校での指導が表れていたと思います。教えていればもう少し違うのではないかと思います。走ったりボールを投げたりではあまり違いが目立ちませんが走り幅跳びでは特に感じました。また一堂に集まってお互いに手をたたき合ったりして子どもどうしのつながりも強まったのではないかと思います。

教育長)

なかなか学校の教室の中のメンバーで4人のリレーを組むのが難しく、下の方にリレーの結果があるのですが混成で何とか食い込んでいます。各学年で組むレースでは人数が揃わないということで大きい学校に太刀打ちできにくいという状況があります。そのあたりが小規模校の課題です。今年が2年目なのですが子どもたちの体力向上といわゆる郡内の交流という2面で来年も計画を進めていきたいと考えています。何か他にございますか。

それでは4次代の子どもを育成する芸術事業芸術(音楽)鑑賞会の開催について説明をお願い

いします。

萩原主幹)

9 ページをご覧ください。来る 10 月 30 日（金）午後 2 時より川・森・文化・交流センターやまびこホールで次代の子どもを育成する芸術事業芸術鑑賞会が開催されます。この事業は文化庁の事業で、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体の巡回公演を行うことにより児童・生徒の豊かな想像力・思考力・コミュニケーション能力などを養うとともに将来の芸術家や観客層を育成し日本の優れた芸術文化の創造に資することを目的として行われてきています。これは全国公募で加計小学校が選ばれ、近隣の修道・津浪・殿賀小学校の児童も参加します。今回は神奈川フィルハーモニー管弦楽団総勢 70 名によるオーケストラ演奏を聞かせていただけるということです。当日は保護者も含めて 2 階席で鑑賞することが可能と聞いております。もしお時間があればぜひ足をお運びください。

教育長)

何かご質問がございますか。

清胤委員)

素晴らしいことですね。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

教育長)

加計地域のすべての児童で殿賀小学校の児童も来るのですね。筒賀・戸河内の児童は来ることができないのですか。

沖本主幹)

加計地域の学校にだけ声をかけているようです。

清胤委員)

筒賀・戸河内地域の児童はこのような同じ事業を受ける機会があるのですか。

沖本主幹)

今年はないです。

清胤委員)

隔年とか何年に一度ということではないのですか。

教育長)

昔、能楽の鑑賞を戸河内地域で行ったことがあります。

清胤委員)

ぜひチャンスがあればと思います。

萩原主幹)

何年かに一度でも申し込んで実施できればと思います。

教育長)

よろしいでしょうか。次に 5 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告書に

ついてお願いします。

教育次長)

資料はございません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして教育委員会は毎年その権限に係る事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ってその結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表しなければならないことになっています。本町の取組が遅くなって、昨年度から実施しています。昨年度分は町のホームページのほうに載せております。この趣旨でございますが、教育委員会の事務・事業の点検を行って教育行政の効率化・コスト削減ということで仕事の再点検・再確認を行うということが趣旨でございます。今年は議会からの指摘もありまして若干実施を早めてまいりたいと考えています。もうスタートしているのですがこれから今月末までに事務局内での評価を行います。そして来月外部評価ということで社会教育委員会議の中で評価をいただきたいと思います。その後12月に教育委員会会議で報告させていただくとともに議会の方に提出させていただき、ホームページに掲載していく予定としていますのでよろしくをお願いします。

教育長)

去年は年を越してやりましたね。

教育次長)

去年は2月に作成しました。

教育長)

議会の方も教育委員会議に興味を持っておられまして回数だけではいけないのではないかという御意見もいただいております。そういう強い関心を持っておられる議員もおられます。よろしいですか。では6学校適正配置についてお願いします。

教育次長)

資料10ページをお開きください。10月21日ですが殿賀小学校統合対策委員会委員長から教育長宛に殿賀小学校の統合について告示ということで手渡しされました。下から5行目になります。「このたび総合的に判断し断腸の思いで下記のとおり統合先を最終決定したので告知します。」ということで次のページに続きます。「結論 殿賀小学校は(仮称)安芸太田東小学校拠点校に統合する。統合年次は平成28年度とする。」ということです。理由・背景は資料にあるとおりです。統合に向けての要望事項として①から⑤まで挙げられています。(①～⑤を読み上げる。)以上です。

教育長)

これは教育長宛にいただきました。あらかじめ10月8日の現地対策委員会の役員の皆さんが集まっている場で概要は説明を聞かせていただきましたが、このたび正式文書でいただきました。何かご質問がございますか。

池野委員)

国交省のプール補償金の具体はどうなっていますか。

学校教育課長)

国交省から町へ補償金ということで入金されています。ただし算定根拠というものがいろいろありまして殿賀小学校のグラウンドの関係で言いますとフェンスと照明等の移設もしな

ければなりません。この他にも地域との協議の中でいろいろな施設整備を行っておりますので、補償金がそのまま残っているというものではありません。

また補償金の性格から当初何千万円のプールであっても経年劣化を含めて査定されていますのでプールを新設するための費用の100%をまかなうことはできません。特に教育のための基金であるとか特段の基金として積み立てているものではありませんし、年度末に入ってきたため予算整備もできず財政調整基金の中に組み入れている状況です。

池野委員)

殿賀地域にプールの要望はあるのですか。

学校教育課長)

10月8日のときに確認させていただきましたが、必ずプールを要求するという明確なものではなく、それを含めた地域活性化ということで捉えてもらいたいということでした。今後のことですので、プールということになるか、それ以外の活性化に使うのかそれはまだわからないという漠然とした回答でした。

教育長)

よろしいでしょうか。では7訴状「小・中学校廃止処分差止請求事件」についてお願いします。

教育次長)

お手元に分厚い資料をお配りしておりますものをご覧ください。昨日安芸太田町長宛に届きました。小・中学校廃止処分差止請求事件ということで、原告13名、被告は安芸太田町になっております。( 訴状を読み上げる。 )

2ページ目です。( 請求の主旨を読み上げる。 ) 以上です。

教育長)

今後の一般的な流れはどうなるのでしょうか。

学校教育課長)

昨年の町職員の不祥事の事例で申しますと第1回公判、第2回公判と進み、口頭弁論等が行われることとなります。訴状の読み上げ、弁護団等の出頭によりまして裁判長とのやり取りが進んでいくことと思われれます。長期化するものもあれば短期間で結審するものもあります。相互が納得しなければ長引く可能性もありますし、結審をした後も納得しないということであれば控訴により裁判が続くというケースもあります。本件につきましては答弁書を作成し粛々と誠意を持って対応したいと考えております。

教育長)

何かご質問がありますか。

池野委員)

3月31日限り廃止するというのが3月31日を過ぎた場合の請求の主旨はどうなるのでしょうか。

学校教育課長)

主旨の解釈にもよると思いますが内容については将来への危惧ととれるところもあります

ので裁判長の最終判断になると思います。それが4月1日を過ぎたからどうなるのかというのは第1回口頭弁論の中で裁判官に問いかけるようなことも考えられますが現段階で断定するのは難しいと思います。

清胤委員)

こういうことに残念ながらなりましたが、現場の教職員や児童生徒、保護者の皆さんには誠実に教育を行っていくということを信じていただいて、現場の教職員にはご協力をお願いしてより教育の充実を図っていく必要があると思いますのでよろしくお願いします。

教育長)

このことについては校長会でも情報提供を図っていかなければいけないと思っています。どの程度までかということはありませんが…。

先ほどの殿賀地域の告知のこと、今回の訴状のこと、今後の西部地区への取組のことがありますので、今日この後で町長と教育委員会との協議ということをおもっておりましたが、内容が極めて敏感な問題でありますし、ぜひきちんとした意見交換ができるということで私の方から委員の相違として町長に総合教育会議の開催を口頭でさせていただきました。3時から総合教育会議として町長との協議をさせていただくということで町長から招集が出ています。ということで3時から町長の仕切りでさせていただきたいと思います。このことについての議論はそこでさせていただくこととします。

その他の件がございますか。先に日程調整をしておきますか。

教育次長)

3時から総合教育会議を行うわけですが、想定として結論がなかなか出にくいと思われま。予定では12月の定例議会で学校設置条例の改正を行いたいと思いますので、できるだけ早く結論を出していきたいと思います。そこで来週以降で再度教育委員会会議を開催し、その後、教育委員会会議の意向を受けて町の検討委員会、そして議会の特別委員会のほうで報告なり協議なりという流れでいきたいと考えています。次回の教育委員会の日程調整をしていただければと思います。

( 日程調整を行う。 )

教育長)

では第1候補を11月27日の5時以降ということでひとまず予定を入れさせていただきます。

いったん休憩し、この後3時から総合教育会議ということでよろしくお願いします。  
本日の平成27年第16回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午後2時42分 閉会)